



交 総 第 2 7 2 号
令 和 4 年 3 月 1 8 日

大阪府教育庁
私学課長 様

大阪府警察本部交通部
交 通 総 務 課 長



子供の交通事故防止対策にかかる資料の配付について（依頼）
春暖の候、貴台には益々御清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、警察行政の各般にわたり、格別の御理解と御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、昨年のお大阪府下における子供の交通事故情勢につきましては、発生件数及び負傷者数は減少したものの、1人が交通事故で亡くなられ、1,527人も多くの子供が負傷されるなど、引き続き、子供の交通事故防止対策を講じることが重要であります。

交通事故を分析しますと、資料（別添1）のとおり、月別では「3月から7月にかけて」と「10月から12月にかけて」、時間帯別では「午後2時から午後6時の間」に多発する傾向にあります。

これらの状況を鑑みまして、各小・中学校の教員の皆様方が、教育の現場で活用していただける交通安全教育資料（別添2、3）を作成いたしました。

つきましては、各小・中学校の教員の皆様方に、添付資料を配付のうえ、朝礼やホームルーム等の機会を通じて、交通安全教育を行っていただきますようお願い申し上げます。

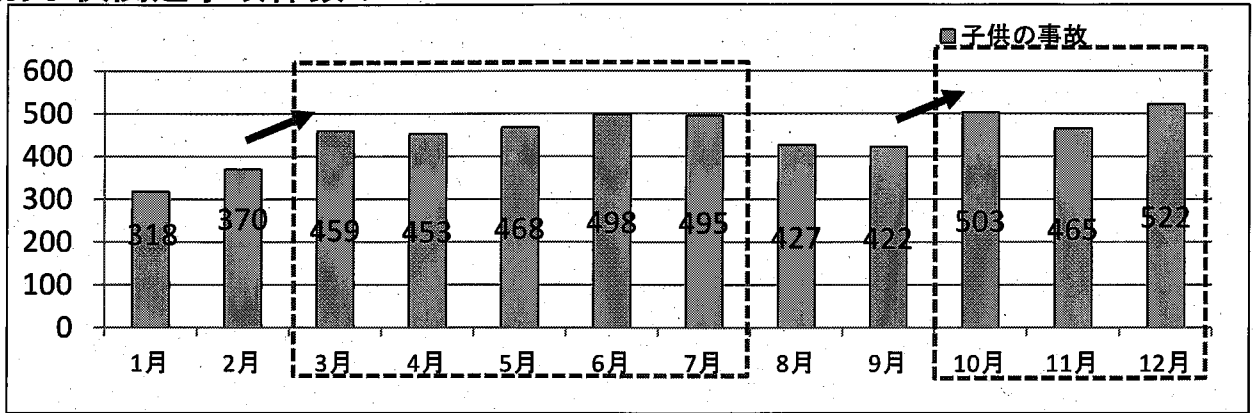
以 上

（連絡先 安全教育第一係 電話06(6943)1234 内線50341）

大阪での過去5年間に於ける子供の交通事故の主な特徴

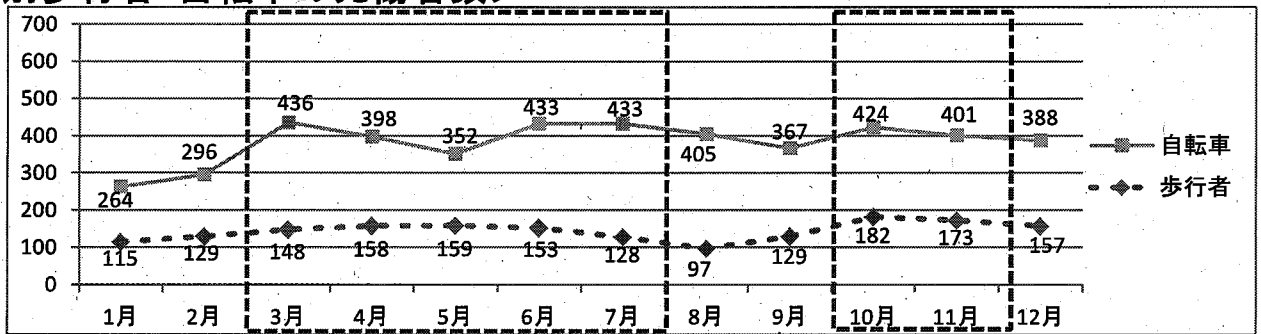
<月別子供関連事故件数>

「子供」は、15歳以下で、かつ、中学生以下を示す。



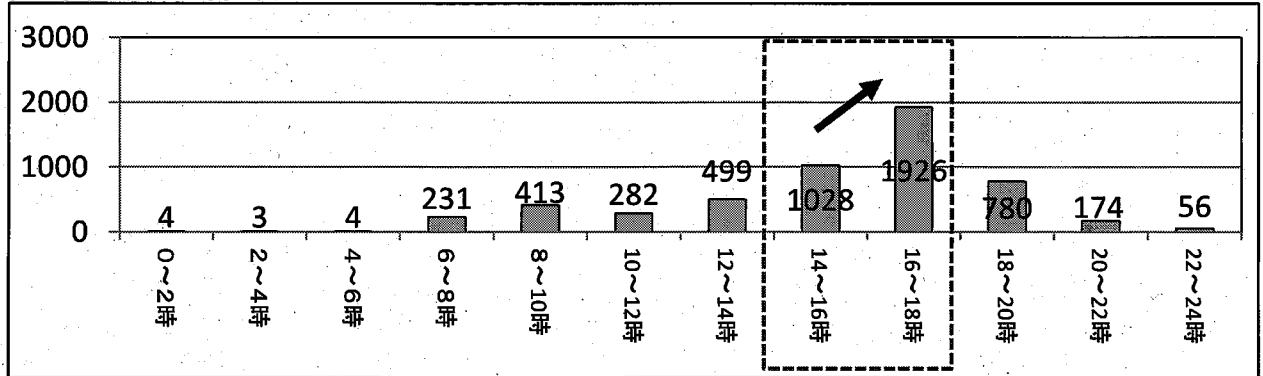
※ 「3月から7月にかけて」と「10月から12月にかけて」多発する傾向にある。

<月別歩行者・自転車の死傷者数>



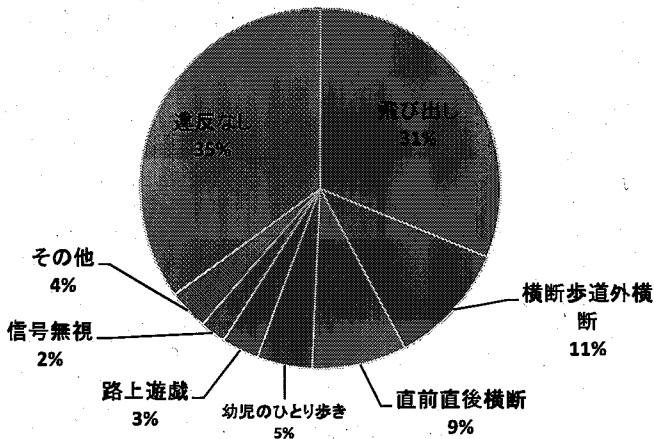
※ 自転車乗用中による事故の割合が非常に高い。

<時間帯別発生件数>

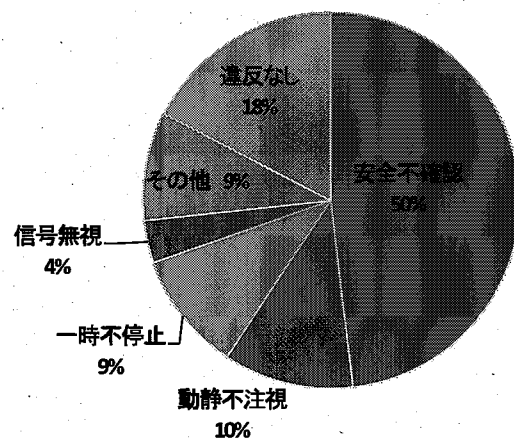


※ 時間帯別では、午後2時から午後6時までの間の発生が最も多い。

<原因別発生状況(歩行者)>



<原因別発生状況(自転車)>



交通安全教育(小学生用)

児童は、幼児に比べて行動範囲が広がるだけでなく、保護者から離れて行動する機会が増えます。「自分の命は自分で守る」ことを理解させ、学年や成長に応じた交通安全教育が必要です。大人と子供の目の高さは大きく異なり、大人なら遠くまで見通せる場所でも子供の目の高さからは見通せないこともありますので、子供の目線で確認して教えるようにしてください。

1 交通事故の特徴

令和3年中、府下において、724人もの小学生が交通事故により負傷しています。

歩行中の交通事故の原因では、「飛び出し」が3割を占め、最多となっています。

また、小学生が歩行中及び自転車乗用中に死傷した交通事故の約5割が自宅から500m以内で発生しています。

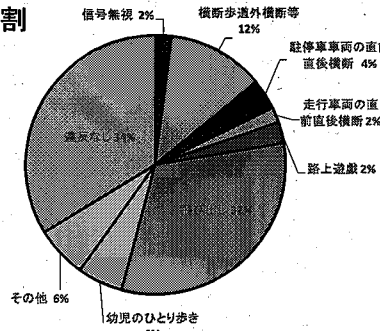
時間帯としては下校後に多発しています。

朝礼、ホームルーム時などの機会を捉えて

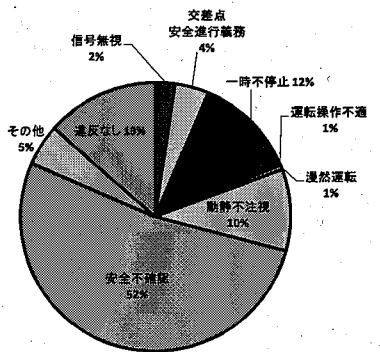
- 青信号でも必ず右左を見て、車が止まっていることを確認してから横断する
- 道路へ急に飛び出さない

等、具体的に繰り返し指導してください。

事故の原因(歩行中)



事故の原因(自転車乗用中)



2021年中 大阪府警察調べ

2 歩行中の注意事項

(1) 道路へ飛び出さない

周りが見えにくい交差点等では、「一度止まって右左の安全確認をする」等を指導してください。

(2) 信号のある交差点の横断

「赤は止まれ、黄色は渡り始めない、青は安全を確かめてから渡る」といった基本的なルールを指導してください。青信号でもすぐに横断を始めず、子供の存在に気づかずに走ってくる車もあるので、車が来ていないか等、必ず左右の安全確認をしてから横断するよう指導してください。

(3) 道路の横断

横断歩道以外の場所を渡る、駐車車両の直前直後から渡るといった行為が原因で交通事故が発生しています。「遠回りでも横断歩道を渡る」ことを基本として指導してください。

3 自転車乗用中の注意事項

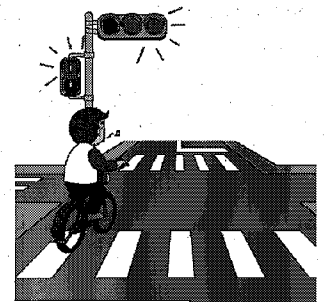
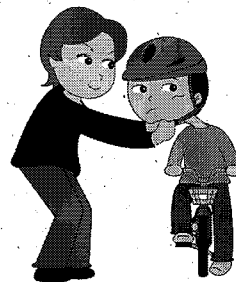
自転車の危険性を踏まえ、自転車を安全に利用することの重要性を指導すると同時に、保護者に対し、子供に自転車用ヘルメットの着用を促してください。

(1) 自転車に乗る前の注意事項

体格にあった自転車を選ぶ、ヘルメットを着用する、自転車の点検を実施する（ブレーキは利くか、タイヤはパンクしていないか等）等、自転車を安全に利用するための基本を指導してください。

(2) 自転車安全利用五則の徹底

- 自転車は、車道が原則、歩道は例外
- 車道は左側を通行
- 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- 安全ルールを守る
 - ・ 飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
 - ・ 夜間はライトを点灯
 - ・ 交差点での信号遵守と一時停止・安全確認
- 子どもはヘルメットを着用



(3) 交通ルールを守る

信号を守る、一時停止の標識のある交差点では必ず止まって安全確認をするなど、基本的な交通ルールを守るよう指導してください。

4 交通安全教育の要請

最寄りの警察署交通課までお問い合わせください。（コロナ禍によるリモート式交通安全教室等）

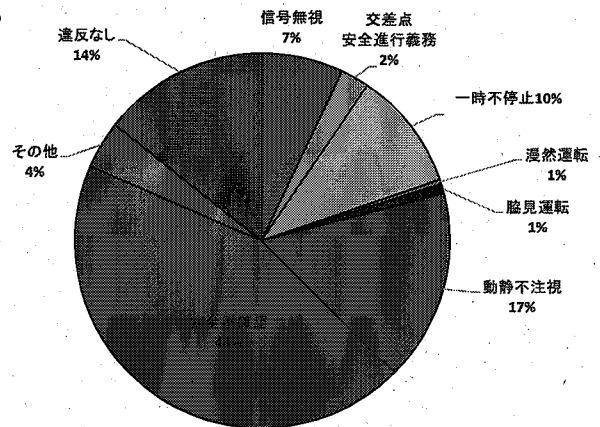
以上

交通安全教育(中学生用)

生徒に自転車の交通安全指導を行い、交通事故防止に努めてください。

特に、自転車通学者に対しては、交通安全講習の受講を条件として自転車通学を認めるなど、登下校時等における交通事故防止に一層の配慮をお願いいたします。

事故の原因(自転車乗用中)



2021年中 大阪府警察調べ

1 交通事故の特徴

中学生の交通事故は、小学生の半数程度に減少しています。

小学生の頃と比べて、歩行中での交通事故の割合は減少しているものの、自転車乗用中の交通事故の割合が増えており、自転車乗用中が中学生の交通事故全体の約7割を占めています。

2 自転車安全利用五則の徹底

- 自転車は、車道が原則、歩道は例外
- 車道は左側を通行
- 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- 安全ルールを守る
 - ・ 飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
 - ・ 夜間はライトを点灯
 - ・ 交差点での信号遵守と一時停止・安全確認
- 子どもはヘルメットを着用

3 夜間の交通事故防止

学校からの帰宅時等、夕暮れから夜間にかけての交通事故防止は「目立つこと」が重要です。

自転車のライト点灯や反射材の活用により、より早く運転者に気付いてもらうことで交通事故に遭いにくくなります。

4 自転車保険の加入

大阪府自転車条例では、自転車保険の加入が義務化されています。自転車事故により、多額の損害賠償が生じることがありますので、万が一の交通事故に備え、自転車保険に加入することが重要です。

※ 昨年、大阪府下において、中学生が自転車で通行中に歩行者と衝突し、歩行者の方が亡くなる事故が発生しております。

また、過去に、大阪で中学生(15歳)とその保護者に3,000万円の賠償賠償を請求された事例もあります。

5 自転車運転者講習制度(14歳以上が対象)

一定の危険行為(信号無視等の15項目)をして、3年以内に2回以上検挙され、又は交通事故を起こした自転車運転者は、公安委員会から自転車運転者講習(講習時間3時間、手数料6,000円)の受講を命ぜられます。

受講命令に従わなければ、5万円以下の罰金となります。

令和2年の道路交通法改正により、妨害(あおり)運転に対する罰則が創設等されましたが、それに伴い、妨害(あおり)運転が自転車運転者講習の対象となる『危険行為』に追加されました。

6 交通安全教育資料の掲載

大阪府警察ホームページに「中高生のための自転車の交通事故防止資料」と題する自転車事故防止のための交通安全教育資料を掲載しています。

具体的には、大阪府下における自転車事故の特徴、自転車の交通ルール、自転車運転者講習制度、事故事例、自転車保険義務化(高額賠償責任事例)など、自転車の安全な乗り方等に関する内容となっていますので、是非ご活用ください。

7 交通安全教室の要請

最寄りの警察署交通課までお問い合わせください。(コロナ禍によるリモート式交通安全教室等)

以上